



藤枝型発達支援システム構築のための

行動計画

～途切れのない発達支援を目指して～



藤枝市

途切れのない発達支援のために



すべての子どもが健やかに成長することは、私たちみんなの願いです。

本市では、すべての子どもが健康でのびのびと成長していけるよう、発達に課題をもつ児童とその家族や奮闘する現場の支援者に対し、関係機関などと連携しながら、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援と先駆的な各種事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、出生数が減少しているにもかかわらず、教育や福祉の現場では、発達に課題をもち、何らかの支援が必要な児童は、年々増加しています。

そのため本市では、市の発達支援の方向性を示した「藤枝型発達支援システムの基本指針」（平成26年3月策定）をもとに、具体的な施策を検討してまいりました。

そして、この度、途切れのない発達支援のために、より実現性のある具体的な施策を取りまとめた「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」を策定しました。

今後は、この計画を確実に実施していくため、発達支援の拠点となる「子ども発達支援センター」を整備し、すべての子どもが地域で安心して健やかに暮らせる環境にするため、発達支援施策と子育て全般の支援施策も併せて一層の充実を図ってまいります。

子どもの笑顔は、まち全体の元気につながります。多くの皆様に「子育てするなら藤枝」を実感していただけるよう、これからも力を注いでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、各関係機関ならびにご協力をいただきました皆様に、深く感謝を申し上げます。

平成28年3月

藤枝市長 北村正平

<目 次>

第1章 はじめに	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 藤枝型発達支援システム	
1 支援の対象	3
2 藤枝市における発達支援への取り組みと課題	4
3 藤枝型発達支援システムとは	7
第3章 基本理念と基本目標	
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 施策体系	9
第4章 具体的な施策	
1 早期発見・早期支援の充実「気づく」	10
2 発達障害の理解の推進「知る」	11
3 保護者・家族への支援の充実「支える」	12
4 関係機関の連携強化「つなげる」	15
第5章 重点施策	
1 藤枝市子ども発達支援センターの機能と整備	17
2 (仮称)藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議の設置	19
第6章 計画の推進体制	
1 国や県、近隣市との連携	20
2 計画の進行管理	21

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

近年、子どもを取り巻く社会環境は、ものが豊かになる一方、少子高齢化、核家族化、高度情報化社会の進行等で大きく変化していることにより、地域で子ども同士が関わり行動する場面の減少や、家族のコミュニケーションの不足などにも影響を及ぼしています。

子どもは次世代を担う社会の宝であり、心身ともに健やかに育つ権利を保障されるべきものです。これらは、発達に課題をもつ児童やその家族についても同様であり、発達支援を要することが不安や負担とならないように配慮し、子どもの成長と子育てを支援していくことで子どもとその家族が安心して生活していける社会をつくる必要があります。

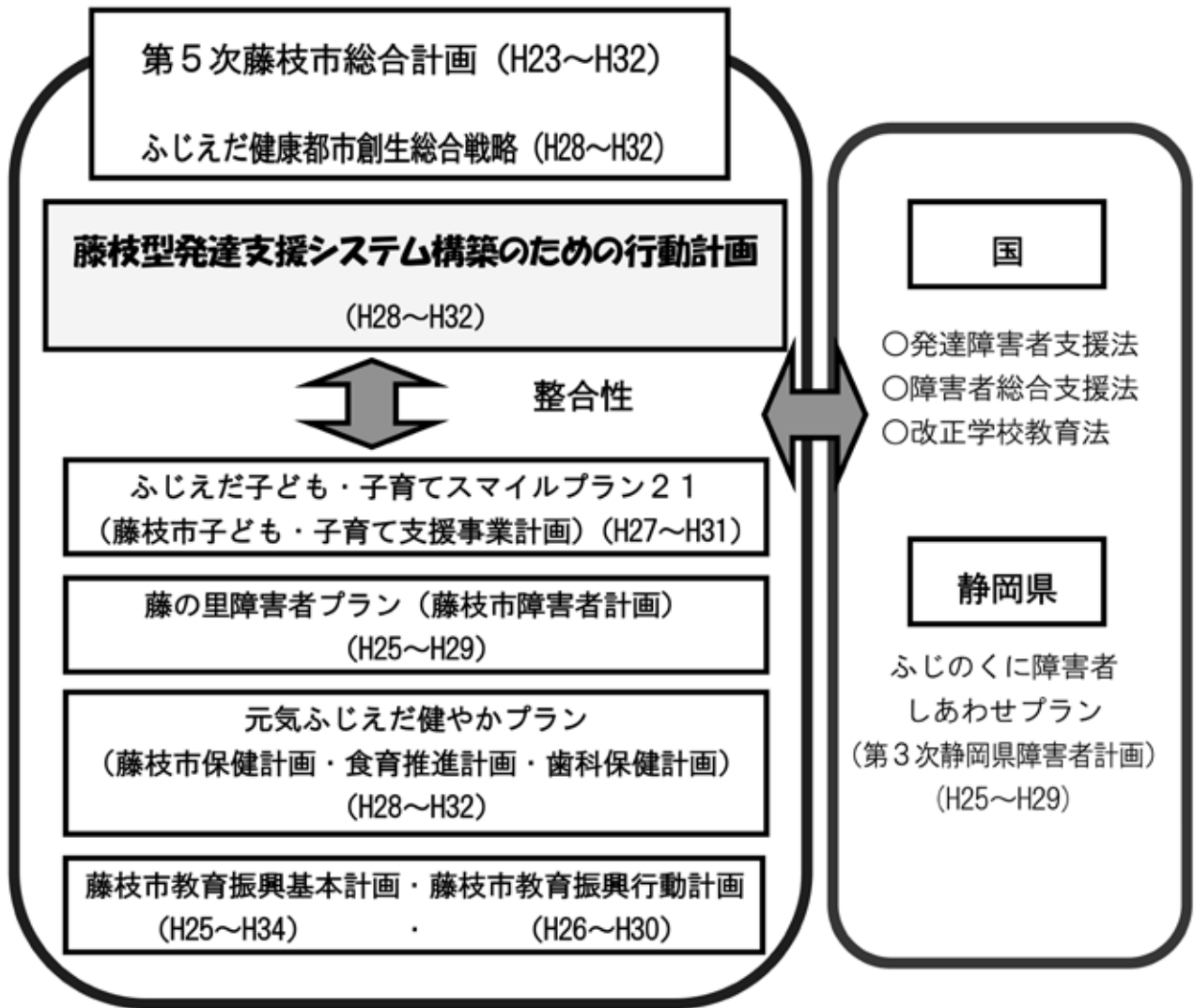
平成24年4月には、児童福祉法が改正され、発達に課題をもつ児童が、障害者手帳の取得や診断の有無にかかわらず、身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援サービスの実施主体が都道府県から市町村になりました。

本市においては、発達に課題をもつ児童の数は、全国的な傾向と同様に年々増加傾向にあり、それに伴い地域で安心した生活を送るうえで、不安や負担感を抱えている子どもとその家族も増えている実情があります。こうした中、平成26年3月に市の発達支援の方向性を示した「藤枝型発達支援システムの基本指針」を策定し、これまで実施してきた発達支援の現状と課題を明確にしました。そして、発達に課題をもつ児童に対して、発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に配慮した、切れ目のない支援の必要性と取り組み方法の方針をまとめました。

そして、平成26年7月に「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画策定委員会」を設置し、基本指針の目標である「途切れのない発達支援のための体制強化」を実現するために、より具体的な施策である本計画を策定しました。

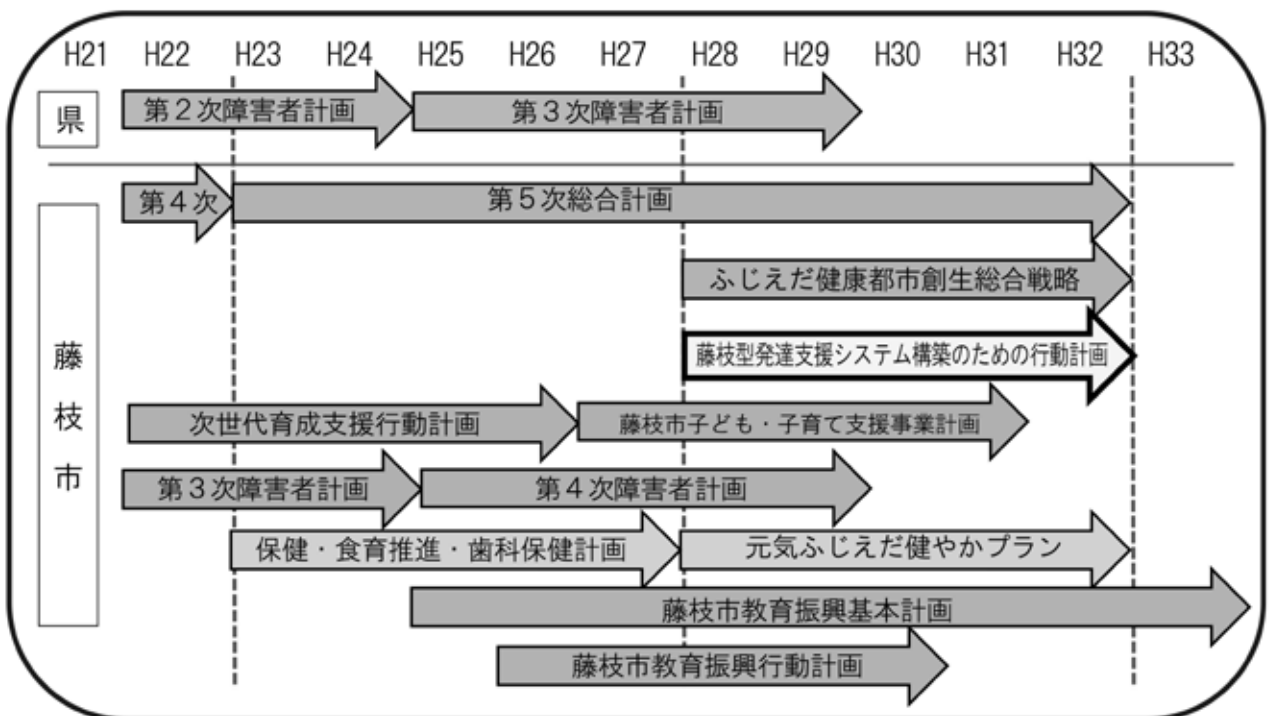
2 計画の位置づけ

本計画は、「第5次藤枝市総合計画」（平成23年度～平成32年度）及び「ふじえだ健康都市創生総合戦略」（平成28年度～平成32年度）を最上位計画として、「藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」、「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21（藤枝市子ども・子育て支援事業計画）」を踏まえ、その他関連する計画との整合性を図り、本市が発達支援に取り組む計画として位置づけ、計画期間中において着実な事業の実施を図るために進行管理を行うものです。



2 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画とします。

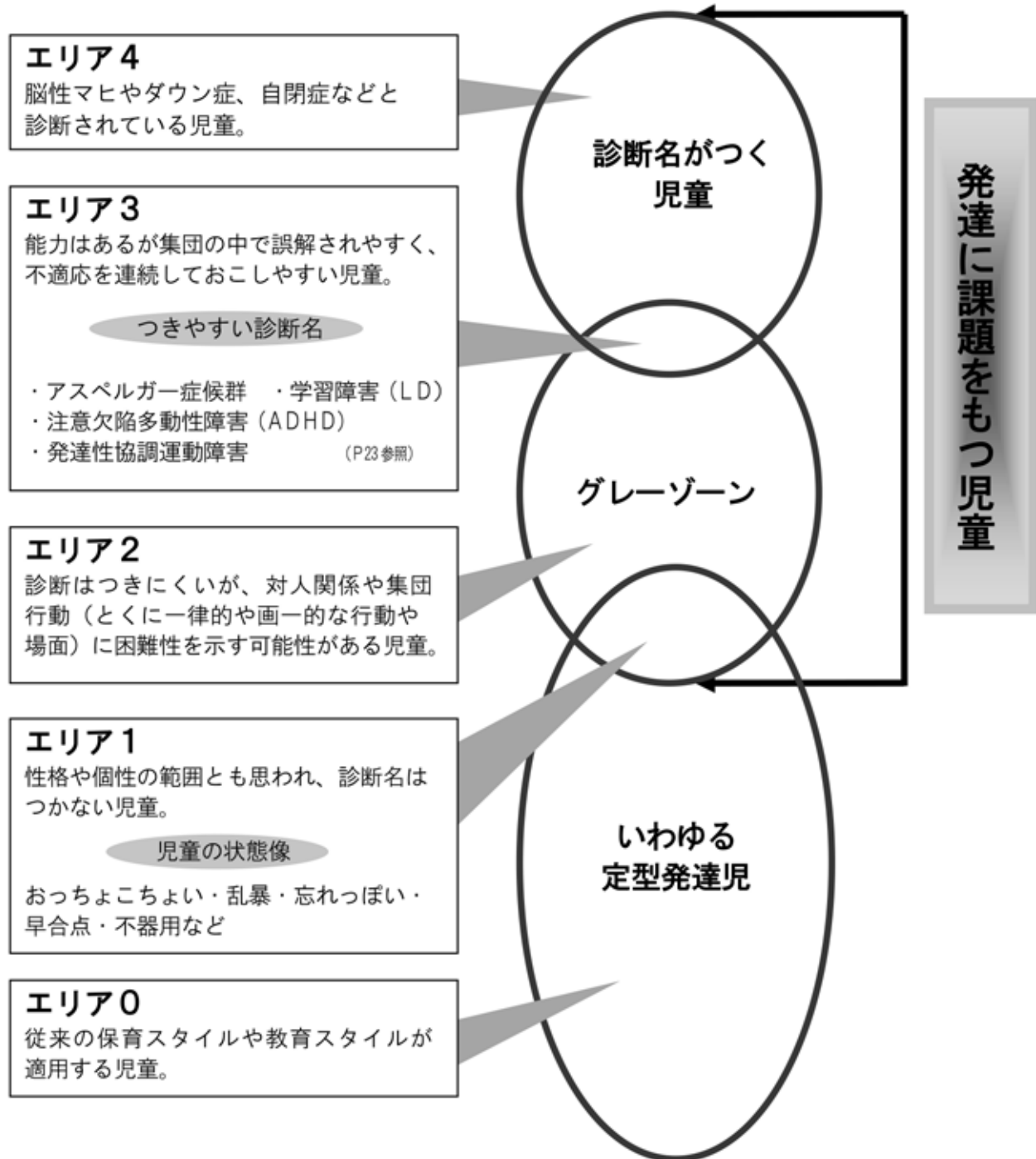


第2章 藤枝型発達支援システム

1 支援の対象

0歳から18歳未満の発達に課題をもつ児童とその保護者等を対象とします。

市の「発達に課題をもつ児童」とは、診断の有無にかかわらず、保健、医療、教育、福祉等の広い領域で、早期からの支援を必要とする児童としています。



※木村順作業療法士監修本参考

2 藤枝市における発達支援への取り組みと課題

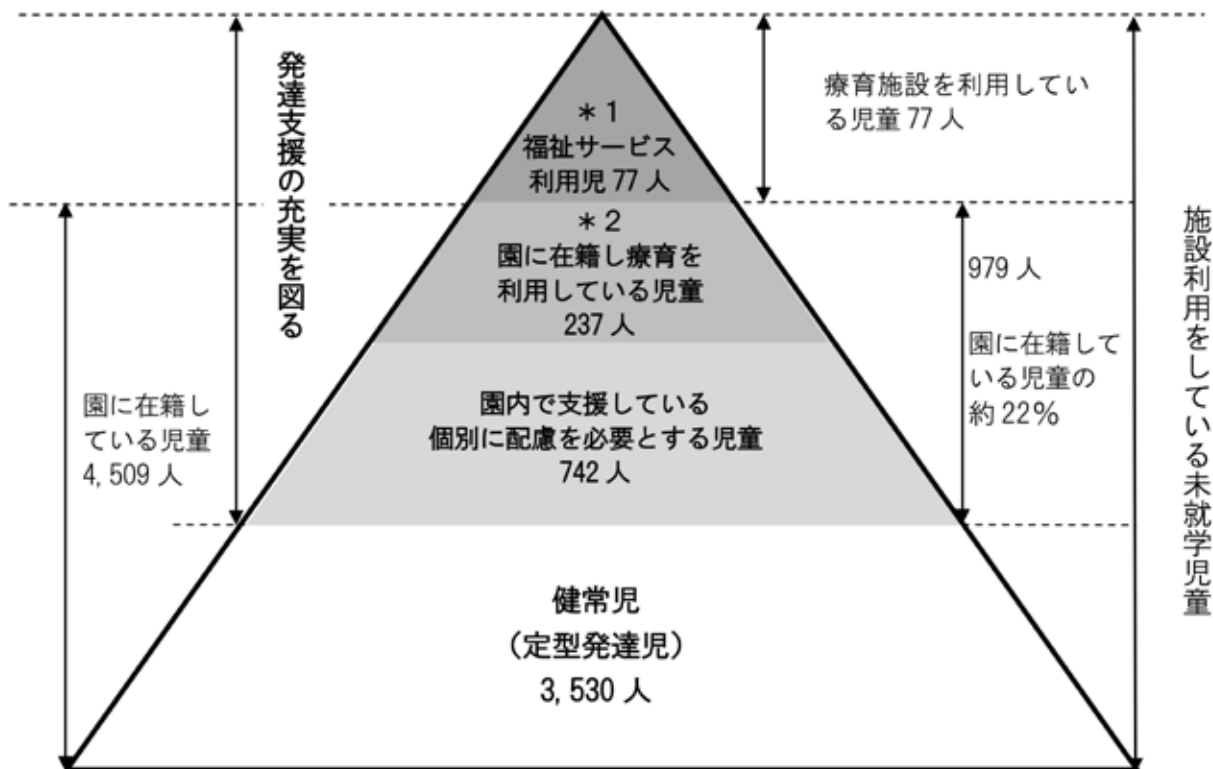
(1) 発達に課題をもつ児童の現状

本市が実施している幼稚園・保育所・認定こども園への「巡回相談」において、個別に配慮を必要とする園児の数は年々増加傾向にあります。平成27年度の集計では全体で約22%となり、約5人に1人という結果になりました。

増加傾向にある原因は明確ではありませんが、発達課題についての概念や判断基準の変化により、発達に課題をもつ児童の発見精度が向上したことや、子どもを取り巻く物質的な環境が大きく変化したことによる影響などが指摘されています。

(参考)

幼稚園・保育所・認定こども園・療育施設を利用している未就学児童（0歳～6歳）の状況
（平成27年9月現在）



*1 児童発達支援センター・児童発達支援事業所利用児

*2 親子通園・並行通園・ばたぼん教室・幼児ことば教室利用児

幼稚園・保育所・認定こども園における個別に配慮を必要とする児童数（各年9月1日現在）

所属/年度	年度	H 2 3		H 2 4		H 2 5		H 2 6		H 2 7	
	児童数										
幼稚園 (認定こども園も計)	要観察児童数	371	13%	546	19%	619	19%	651	21%	726	23%
	総園児数	2,967		2,922		3,183		3,044		3,127	
保育所 (認定こども園も計)	要観察児童数	159	14%	232	19%	242	18%	259	20%	253	18%
	総園児数	1,170		1,252		1,327		1,329		1,382	
合計	要観察児童数	530	13%	778	19%	861	19%	910	21%	979	22%
	総園児数	4,137		4,174		4,510		4,373		4,509	

(2) 藤枝市の発達支援への取り組み

子どもの発達支援については、社会の中での不適応が生じてから支援を開始するのではなく、問題が生じる前の「気になる段階」から子育て支援と関連づけて進める必要があります。

しかし、「気になる段階」の子どもを発見できたとしても、保護者や家族が障害や発達の課題に対して理解されていないままでは、適切な発達支援につながりません。保護者や家族が何を感じ、何を求めているのかを常に感じ取り、その心に寄り添っていく支援体制が必要です。

本市では、早期に子どもの発達の課題を発見するために、乳幼児健康診査や園への巡回相談等を実施してまいりました。そのための専門職として、保健師や保育士に加え、子どもの発達の段階を正確に把握するため、心理判定員5名を正規雇用し、専門性の高い支援の充実に努めています。また、保護者の心に寄り添った支援をするために、健康推進課、子ども家庭相談センター、学校教育課、自立支援課などの担当各課が連携し、保護者や家族の相談を受ける体制を整えてまいりました。

(3) 藤枝市の発達支援の課題

① 早期発見・早期支援の課題

市では、子どもの発達の課題の早期発見に努めていますが、その後の支援が不十分であると、保護者の発達の課題への理解が進まず、早期支援にはつながりません。早期支援に向けた「気づき」を子育て支援関係者も含めて働きかける取り組みが必要です。また、子どもの課題に合った適切な支援へつなげるために、子どもの発達の課題の程度を的確に判断できる体制や支援者の高度な専門性が求められています。

② 発達障害の理解の課題

「発達障害とは何か」「発達に課題をもつ児童の抱える困難さ」「育児における漠然とした不安や、明らかな育てにくさ」への正しい理解は社会的に得られておらず、地域においても十分な理解がなされていない状況があります。

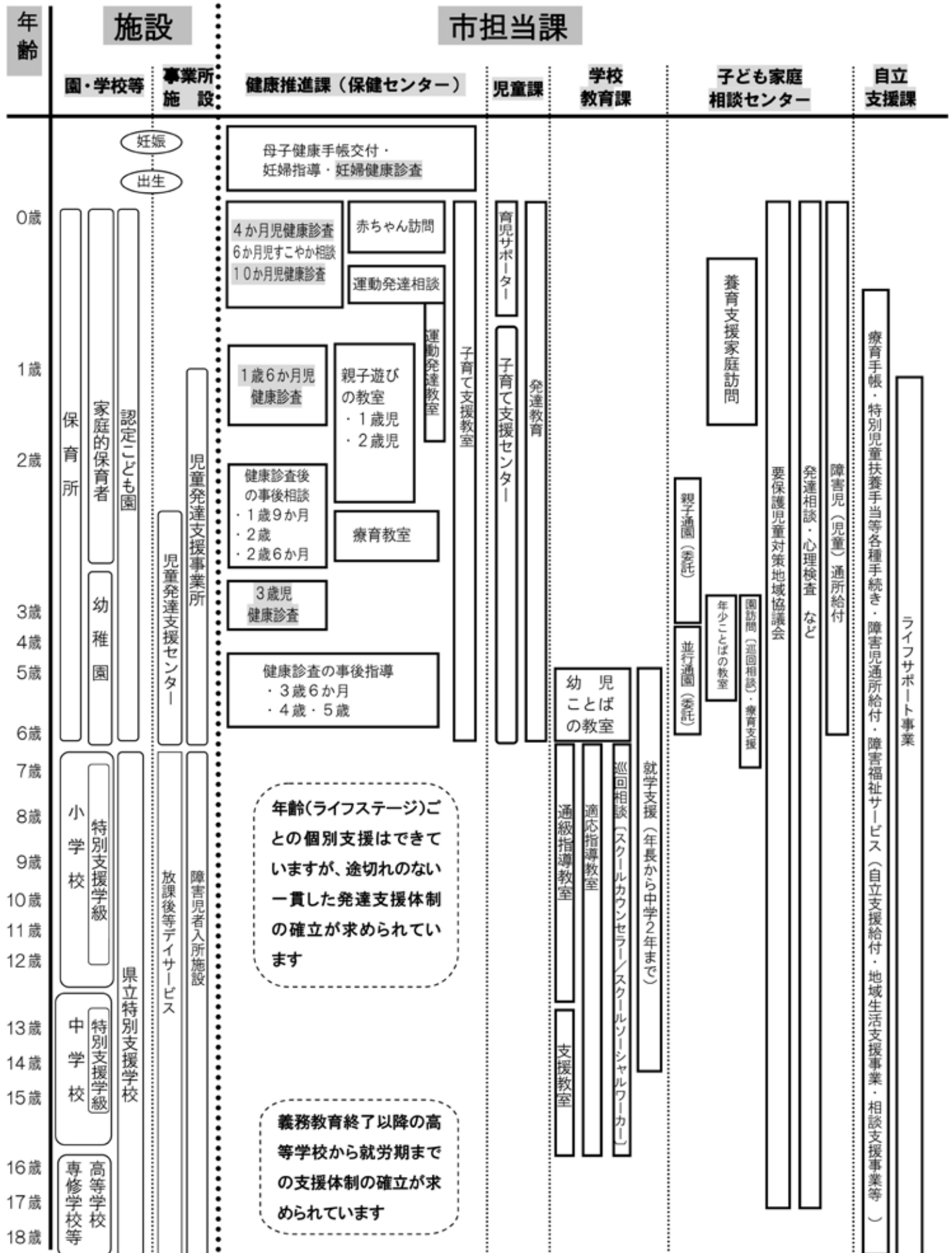
③ 保護者・家族への支援の課題

子どもの発達に課題があることに気づいたり、指摘を受けたりすることは、保護者や家族にとって大変な衝撃であり、自らの子育てに大きな不安や負担を感じやすくなります。保護者や家族が発達の課題を理解し、安心して支援が受けられるように、支援体制の充実を図る必要があります。

④ 関係機関の連携強化の課題

現在、義務教育の年齢までの支援体制は構築されつつありますが、高等学校以降の進学・就労ができず、中途退学や離転職を繰り返して在宅になる方が増加しています。早期からの支援が青年期以降の良好な適応につながりやすいと言われていることから、青年期の支援体制を構築することも必要です。そのためには、幼少期から青年期までの支援体制を一貫させ、関係機関の連携強化に加え、的確な支援情報を提供できる拠点が必要となります。

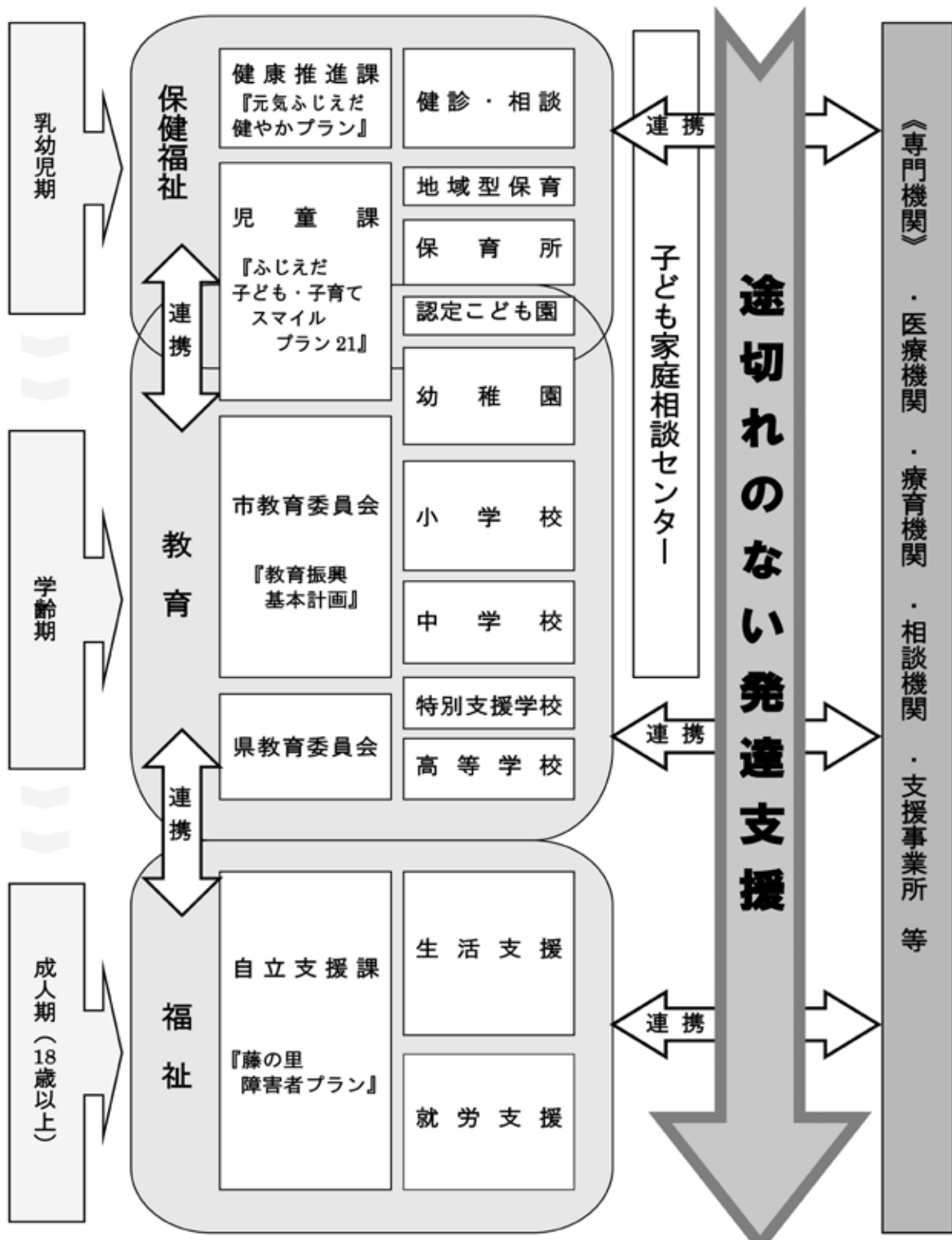
藤枝市における支援の現状



3 藤枝型発達支援システムとは

藤枝型発達支援システムとは、発達に課題をもつ児童が乳幼児期から就労期までの保健・福祉・教育の公的機関、及び医療や就労などの専門機関の協力を仰ぐ「横の連携」による支援の提供と年齢に応じた個別の支援情報を継続的に次のライフステージにつなげていく「縦の連携」からなる発達支援システムです。

発達支援システムのイメージ図



第3章 基本理念と基本目標

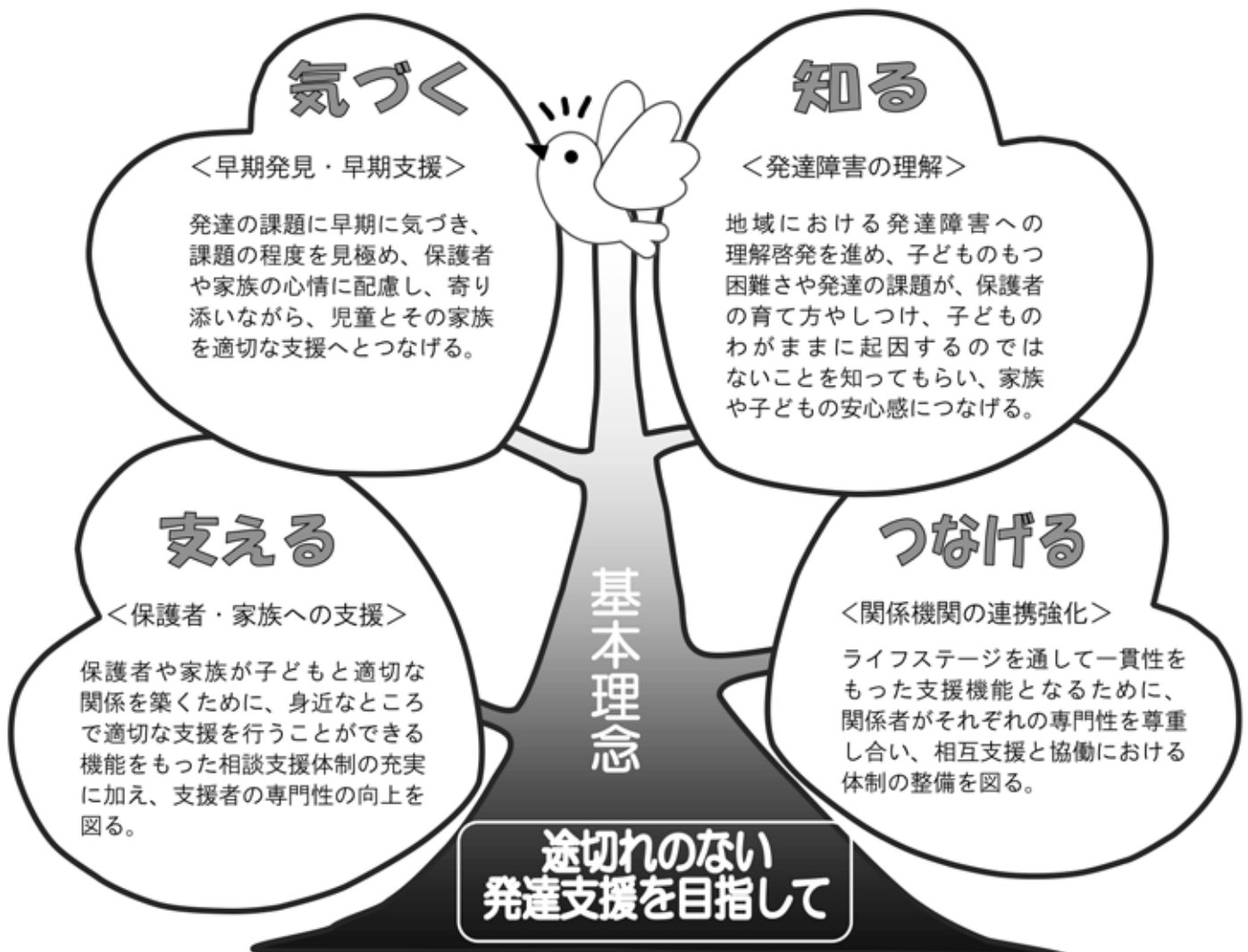
1 基本理念「途切れのない発達支援を目指して」

発達に課題をもつ児童については、就園・就学などライフステージの移行などによって、中心的に支援を行う機関や支援者が代わっていくため、支援の継続性が図りにくくなってしまふことがあります。子どものライフステージに応じて一貫した支援を行っていくことが重要であることから、「途切れのない発達支援を目指して」を基本理念とし、「藤枝型発達支援システム」を活用しながら、発達に課題をもつ児童の将来的な自立に向けた各種施策や取り組みを進めていきます。





2 基本目標「気づく」「知る」「支える」「つなげる」

基本理念を踏まえ4つの基本目標を設定し、各種の施策を推進します。

- (1) 「気づく」…… 早期発見・早期支援の充実
- (2) 「知る」…… 発達障害の理解の推進
- (3) 「支える」…… 保護者・家族への支援の充実
- (4) 「つなげる」…… 関係機関の連携強化



3 施策体系

基本理念	基本目標	目標時期	具体的施策	
途切れのない発達支援を目指して	 気づく	① 早期発見 早期支援	短期(1~2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談(幼保園等)の充実 ・巡回相談(学校)の実施 ・乳幼児健診の充実 ・乳幼児健診事後相談の充実
		 知る	② 発達障害の 理解	短期(1~2年)
	 支える		③ 保護者・家族 への支援	中期(3~4年)
		短期(1~2年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニングの充実 ・親塾の充実 ・そらいろサポートの充実 ・発達支援実践セミナーの充実 ・親子・並行通園の実施 ・年少ことばの教室の実施 ・【新規】人材育成バンクの設置 ・【新規】アイデアポストの設置 ・障害児短期入所事業の充実 ・障害児福祉手当の給付 ・自立支援医療(育成医療)費の給付 ・保護者会への支援 ・放課後等デイサービス事業の質の向上 ・幼児ことばの教室の実施 ・通級指導教室(言語・発達)の実施 ・ニート・ひきこもりの就労支援の充実 ・中学生のための通級指導教室(する~ばす)の実施 ・親子遊びの教室の実施 ・つばめっこ教室の実施
		中期(3~4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法等に基づく必要なサービスの給付
		長期(5年以上)		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の充実 ・駿遠学園管理組合による福祉型児童入所施設の運営
	 つなげる	④ 関係機関の 連携強化	短期(1~2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点施策】子ども発達支援センターの設置 ・【重点施策】「(仮称)藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議」の設置 ・藤枝市要保護児童対策地域協議会(発達支援部会)の開催 ・障害児支援利用計画の作成促進 ・就学支援委員会との連携 ・専門家チーム会議との連携
			中期(3~4年)	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期相談支援体制の充実 ・藤枝市地域自立支援協議会との連携 ・関係機関と連携した就労支援の充実 ・志太地域校務支援事務共同化事業 ・関係機関と連携した療育の実施
			長期(5年以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックの普及啓発

第4章 具体的な施策

本市では、保健・福祉・教育・医療等の関係機関の発達支援事業の強化と連携により、発達に課題をもつ児童の早期発見・早期支援につなげていきます。そのために、子どもの将来の自立に向け、基本目標ごとに具体的な支援・施策の目標量を定め、達成時期を〔短期達成目標事業〕（1～2年）、〔中期達成目標事業〕（3～5年）、〔長期達成目標事業〕（5年以上）の3期に分け、より具体性を持った事業計画とします。

1 早期発見・早期支援の充実 「気づく」

【方向性】

乳幼児健康診査やはじめでの集団生活において、それまで気づかなかった特性が発見されることがあります。幼稚園・保育所・認定こども園・地域子育て支援センターなどの子育て支援の場や学校において、子育て支援関係者が児童の特性に気づき、適切に支援するため、保護者とその家族の気持ちを理解し、寄り添いながら、児童の特性や対応について理解することができるよう、診断の有無に関わらず気づきの段階で相談・支援につなぐ体制の確保に努めます。

【具体的施策】

〔短期達成目標事業〕（1～2年）

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
巡回相談（幼保園等）の充実	子ども家庭相談センター	幼稚園・保育所・認定こども園に巡回し、環境適応に困難を有している児童の早期発見・早期支援を支える。	年間 200回以上 35園中 31園に実施。	年間 200回以上/全園
巡回相談（学校）の実施	学校教育課	LD、ADHD などに関する専門的知識・経験を有する「巡回相談員」が学校を訪問し、児童生徒、保護者や教員に対して指導・助言等を行う。	全小中学校 27校 各学期に 1回以上実施	全小中学校 27校 各学期に 1回以上実施
乳幼児健診の充実	健康推進課	乳幼児健診において、疾病の早期発見を行ない、必要に応じて療育を含めた適切な支援を行う。	受診率 99.6%	受診率 100%
幼児健診事後相談の充実	健康推進課	1歳6か月、3歳児健康診査の結果で精神発達や言葉の遅れの児童と親に対し事後相談を行い、児童の発達に合わせた支援を行う。	年間 35回	年間 36回

2 発達障害の理解の推進「知る」

【方向性】

周囲に理解されにくく誤解を受けやすい発達障害の特性を踏まえて、親子が孤立することなく地域の見守りの中で子育てができるための働きかけが必要です。それに加え、支援の入り口で親子に関わることの多い母子保健関係者及び子育て支援関係者等が、各専門分野において、早期の気づきや見通しを立てた支援について保護者に伝えるスキルアップを図り、発達障害に関する広く一般的な情報の普及・啓発活動を強化・推進します。

【具体的施策】

[短期達成目標事業] (1～2年)

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
市民セミナーの充実	子ども家庭相談センター	発達障害への理解啓発を目的とした市民を対象のセミナー。障害のある子どもと障害のない子どもが地域において安心安全のもとに自立した生活を送るために、家族をはじめとする市民の理解を進めていく。	30人/回	40人/回
共生社会普及啓発事業の実施	自立支援課 (子ども家庭相談センター)	モデル地区内での普及啓発事業のほか、「ともフェス（共生社会への第一歩フェスティバル）」において、障害児（者）の暮らし難さや障害特性などを、広く一般市民に紹介するとともに、発達障害児への具体的な支援を体感してもらうことで、障害児（者）を地域で支える意識の醸成を図る。	毎年度 モデル地区 1か所 H27 青島地区	地区社会福祉協議会単位でモデル地区を設定し、年1地区で継続開催。

[中期達成目標事業] (3～4年)

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
思春期における精神保健福祉講座の普及	自立支援課 学校教育課	思春期において、受験や人間関係などに起因する適応障害のため、様々な精神症状が現れるが、これに適切な対応がされない場合、精神疾患を発症することが多い。初期症状の早期発見・早期治療により障害への移行を予防することが重要であり、児童・生徒に関わる教師、保護者が適切な対応が発症を予防することを学ぶ機会として講座を開催する。	—	年1回

3 保護者・家族への支援の充実 「支える」

【方向性】

発達に課題をもつ児童の保護者は、発達の課題を容易に受容することは難しく、一般的に受け止めるには時間がかかります。子どもと多くの時間を過ごす保護者が何を感じ、何を求めているのかを常に感じ取り、保護者に寄り添った支援体制を構築していきます。

また、子育て支援関係者が子どもの特性に応じた適切な対応ができるよう、支援者のスキルの向上を目指した研修の機会を増やすことにより、関係機関のサポートシステムの向上に努めます。

【具体的施策】

【短期達成目標事業】（1～2年）

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
ペアレントトレーニングの充実	子ども家庭相談センター	発達に課題をもつ児童への理解を深め、適切な対応方法を学ぶ機会を持つことで、より良い親子関係づくりを促す事業。	20人 (年間1回)	60人(年間) ×実施回数
親塾の充実	子ども家庭相談センター	発達に課題をもつ児童への家庭内における支援について学ぶ、保護者を対象とした研修会。幼児期から思春期・青年期まで発達段階に応じた内容を実施する。	延103人 2回実施	60人(年間) ×実施回数
親子・並行通園(委託)の実施	子ども家庭相談センター	在宅の発達に課題をもつ児童の地域における生活を支えるために、療育施設にて療育指導、相談等を行う事業。	延311人 76回実施	延360人
年少ことばの教室の実施	子ども家庭相談センター	発達に課題をもつ児童(年少児)に対し、ことばを育てる活動や人と関わる力を育てる活動を取り入れた学習指導を行う事業。	延1945人 362回実施	延1500人 350回実施
そらいろサポートの充実	子ども家庭相談センター	発達に課題をもつ児童への園内支援をサポートし、園における園内支援体制の基盤構築を図る事業。	市内8園	各園月2回 ～3回
発達支援実践セミナーの充実	子ども家庭相談センター	幼稚園・保育所・認定こども園等の支援者に対して、発達に課題をもつ児童の発達支援にかかわる知識・技術の向上を図る事業。	延238人 参加5回 実施	総合計画 目標値として6か年 で180人
障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給	子ども家庭相談センター	発達に課題をもつ児童が療育を受けるため、児童福祉法に基づく福祉サービスの児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援について、給付決定をおこなう。	申請に対する適切な給付	申請に対する適切な給付
【新規】人材育成バンクの設置	子ども家庭相談センター	発達支援の専門家の人材登録を行い、各専門家の強みを活かしたサポート体制の充実を図る。	—	—
【新規】アイデアポストの設置	子ども家庭相談センター	一般市民から発達支援の意見をホームページで受け付け、市内の発達支援体制の整備につなげる。	—	—

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
障害児短期入所事業の充実	自立支援課	介護家族のレスパイトや障害児本人の社会参加経験のため、短期入所を受け入れることができる事業所の確保に努める。 特に重症心身障害児の受け入れについては、障害児ライフサポート事業を利用した時間外預かり制度の利用を進める。	重症心身障害児の受け入れ先3か所 その他障害児の受け入れ先1か所	重症心身障害児の受け入れ先3か所以上その他障害児の受け入れ先1か所以上
障害児福祉手当の給付	自立支援課	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉向上を図る。	74名に給付中	申請に対する確実な給付
自立支援医療(育成医療)費の給付	自立支援課	身体に障害のある児童に対して、生活能力を得るために必要な医療の給付に対して給付することで負担の軽減を図る。	延べ91名に給付	申請に対する確実な給付
保護者会への支援	自立支援課	保護者会への正しい制度理解とサービス利用について説明会等を実施する。	依頼された団体へ説明会等実施	各団体1~2回/年
放課後等デイサービス事業の質の向上	自立支援課	障害児の学齢期における療育環境の充実のため設けられた「放課後等デイサービス事業」において、単に居場所づくりや働く保護者の支援ではなく、障害児に対する療育という視点から、支援の質の向上を図るため、研修や啓発体制を整備する。	専門部会を設置	藤枝市地域自立支援協議会の中に専門部会を設置し、支援の質の向上を図る
幼児ことばの教室の実施	学校教育課	ことばの発達が気になる就学前児童(年長児)に対し、専門的な言語指導を実施する。	通級指導入級174人	入級希望者に対応
通級指導教室(言語・発達)の実施	学校教育課	通常学級在籍児童を対象に週に1~3時間程度、通常の授業時間に指導教室のある学校へ通って、個々の特性に応じた内容を学習する。	140人	140人
中学生のための通級指導教室(する~ばす)の実施	学校教育課	さまざまな悩みを抱える通常学級に在籍する中学生を対象として、思春期における自分自身の気持ちに気づき、気持ちをコントロールする方法を知るための支援をする。	公立中学校4校と、勤労青少年ホームの5か所で実施。	入級希望者に対応
ニート・ひきこもりの就労支援の充実	産業集積推進課	働きたくても、コミュニケーション能力が無い等の理由で、働けないニート・ひきこもりと呼ばれる若者(概ね15~39歳)の就労支援をする。 静岡地域若者サポートステーション「藤枝サテライト」との連携・個別相談・伴走型支援・就労体験・就職後のフォローアップ支援をする。	H27.4月~9月 進路決定21名	進路決定40名(年)

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
親子遊びの教室の実施	健康推進課	健診や相談において遊びを通しての親と子どもの関わり方を学ぶ機会をつくり、親が子どもの発達状況を認識した上で適切な育児ができるよう支援する。	年間 34 回	年間 34 回
療育教室の実施	健康推進課	発達に課題をもつ児童とその保護者に対し、早期支援準備の機会を提供し、親に子どもの発達状況を確認してもらい、適切な育児ができるよう支援する。	年間 24 回	年間 24 回

[中期達成目標事業] (3～4年)

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
障害者総合支援法等に基づく必要なサービスの給付	自立支援課	児童、生徒に対する支援に加えて、特別支援学校卒業後、対象者のライフプランに合わせた成人期のサービス給付について、サービス等利用計画に基づき、必要な支援を行う。	対象者全員にサービス等利用計画を作成し、適切にサービスを提供している	第4期障害福祉計画と整合させる

[長期達成目標事業] (5年以上)

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
特別支援教育の充実	学校教育課	障害や発達に遅れのある児童・生徒の自立や学習向上に向けた特別支援教育を充実するために特別支援学級の充実を図る。	小学校 10 校 中学校 7 校	全小中学校に特別支援学級を設置
駿遠学園管理組合による福祉型児童入所施設の運営	自立支援課	一部事務組合である駿遠学園管理組合の構成市として、緊急一時保護機能や発達支援機能を有する施設である駿遠学園の運営に負担金を支出する。なお、将来、施設老朽化に伴う建替え需要が発生することから、施設の管理運営方式（民間・指定管理・一部事務組合など）について、長期経営企画を策定する中で、検討していく。	駿遠学園管理組合で長期計画策定中	継続運営（運営方法の検討）

4 関係機関の連携強化「つなげる」

【方向性】

乳幼児期から学齢期、青年期へとつなぐ支援（一括した記録整備、情報管理を含む）を行うため、個人情報保護への十分な配慮のもと、各関係機関の連携による支援体制の整備に取り組めます。

特に、義務教育終了以降の高校から就労期かけ、本人と家族の相談に乗りながら、就労支援の専門機関や親の会につなげていくことが必要です。今後も、就労等に向けた支援を行うために、関係機関との連携強化に努めます。

また、児童の成長に伴う支援の情報を蓄積し、次のライフステージに情報をつなげていく中核的な役割を担い、かつ、初期の段階からの確かな支援情報を提供できる発達支援の拠点の整備を検討していきます。

【具体的施策】

[短期達成目標事業]（1～2年）

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
【重点施策】 子ども発達支援センターの設置	子ども家庭相談センター	専門機関「子ども発達支援センター」を新たに設置し、支援体制の強化を図る。専門職員による発達支援教室、各種講座、相談体制及び市民啓発等の充実を図る。	—	「子ども発達支援センター」の設置
【重点施策】 「（仮称）藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議」の設置	子ども家庭相談センター	中学校から高等学校等への移行に際し、その課題と連携支援体制の構築への取り組みの方向性を示すために平成28年度に「藤枝市内中学校・高等学校等の移行支援体制構築会議」を設置し、方向性をまとめ、（仮称）藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議を設置していく。	—	「（仮称）藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議」を設置
藤枝市要保護児童対策地域協議会（発達支援部会）の開催	子ども家庭相談センター	発達に課題をもつ児童とその保護者への適切な支援を図るため、関係機関で構成する藤枝市要保護児童対策地域協議会（発達支援部会）を開催する。	年間6回開催	年間6回開催
障害児支援利用計画の作成促進	自立支援課	通所サービスを利用する障害児全員に対して「障害児支援利用計画」を作成し、ライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることが出来るよう、指定障害児相談支援事業所がコーディネートに関する仕組み作りを行う。	指定障害児相談支援事業所5か所	指定障害児相談支援事業所5か所
就学支援委員会との連携	学校教育課	保護者の理解を得る難しさや強まる保護者のニーズ（インクルーシブ教育の推進）に対応するため、就学支援の面接・調査を充実させる。	1次2次合わせて263件の審議	—
専門家チーム会議との連携	学校教育課	学校から上がってきた個別ケースについて協議し、専門家チーム会議との連携を図り、児童・生徒の適切な指導及び支援を行う。	今年度3回実施	—

[中期達成目標事業] (3～4年)

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
相談支援体制の充実	子ども家庭相談センター 学校教育課 自立支援課	それぞれのライフステージに合わせた相談支援体制を構築する。また各機関が連携し途切れることのないように支援していく。	—	児童・生徒を対象
藤枝市地域自立支援協議会との連携	自立支援課 子ども家庭相談センター	障害児の健全な発達を促すために、保健、医療、福祉、教育の各分野がどう関わっていくのかという視点で、「地域資源マップ」を作成するとともに、将来的な課題としてライフステージを貫くサポートファイルの重要性を協議した。今後も引き続き各機関が連携して支援できる体制の構築を検討していく。	障害児通所支援部会を設置	発達支援システムの実行段階での連携
関係機関と連携した就労支援の充実	自立支援課	障害児が卒業後に安心して暮らしていくためには、一般就労による経済的自立が最重要課題である。自立訓練や就労移行支援などのサービス提供事業所、相談支援事業所、ハローワークなど当該児を取り巻く支援環境が連携することで、一般就労につなげていく。	藤枝市地域自立支援協議会に働き方支援部会を設置	第4期障害福祉計画と整合させる
志太地域校務支援事務共同化事業	教育推進室	教員の校務事務を効率化及び児童・生徒の記録を蓄積し、適切な指導を行うために、志太地区3市が共同してシステムの開発と充実に取り組む。	—	就学支援対象児童生徒の人数分
関係機関と連携した療育の実施	健康推進課	発達に課題をもつ児童のための運動発達教室に療育施設の職員など関係機関が参加することで、参加児の発達課題を的確に把握するとともに、保護者が児の発達課題に気づき、その後の支援の必要性を理解することで、教室終了後の支援を継続する。	各教室年間24回開催	各教室年間24回開催

[長期達成目標事業] (5年以上)

具体的施策名	担当課	施策の内容	現在量	目標量
サポートブックの普及啓発	子ども家庭相談センター	発達に課題をもつ児童の保護者が、子どもの特徴や援助方法をわかりやすく伝えるために作成し、支援者と共有することで、安心して過ごすことができるようにする。	ホームページに掲載準備中	サポートブック作成のための研修会開催

第5章 重点施策

1 藤枝市子ども発達支援センターの機能と整備

(1) 藤枝市子ども発達支援センターの必要性

発達に課題をもつ児童への支援は、ライフステージごとに関係機関が個別に対応しているものの、一貫して途切れることのない計画的な取り組みが必要となっています。

このために、児童の成長に伴う支援の情報を蓄積し、次のライフステージに情報をつなげていく中核的な役割をもち、かつ初期の段階からの確な支援情報を提供できる発達支援の拠点「子ども発達支援センター」を設置します。

(2) 藤枝市子ども発達支援センターの機能

① 市民サービスの向上

組織の事務分担を明確にし、市民サービスを向上させるため、ワンストップで情報を入手ができる拠点となります。

② 支援情報の共有化とサポート機能

蓄えられた支援情報を幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校、就労等といったそれぞれのライフステージにつなげていく、中核的な役割を担う機関となります。

③ 人材育成

発達支援を必要とする子どもと保護者に対して、適切な支援ができる人材を育成する機能を果たします。

④ 発達支援事業の拠点

健康推進課や前島保育園など、現在の発達支援を担う機関と連携し「藤枝型発達支援システム」を進めていく拠点となります。

⑤ 発達支援のランドマーク

子ども発達支援センターを設置することは、増加する発達に課題をもつ児童や保護者への支援体制を充実させ、「子育てするなら藤枝」の姿勢を市内外に強くアピールするための発達支援のランドマークとなります。

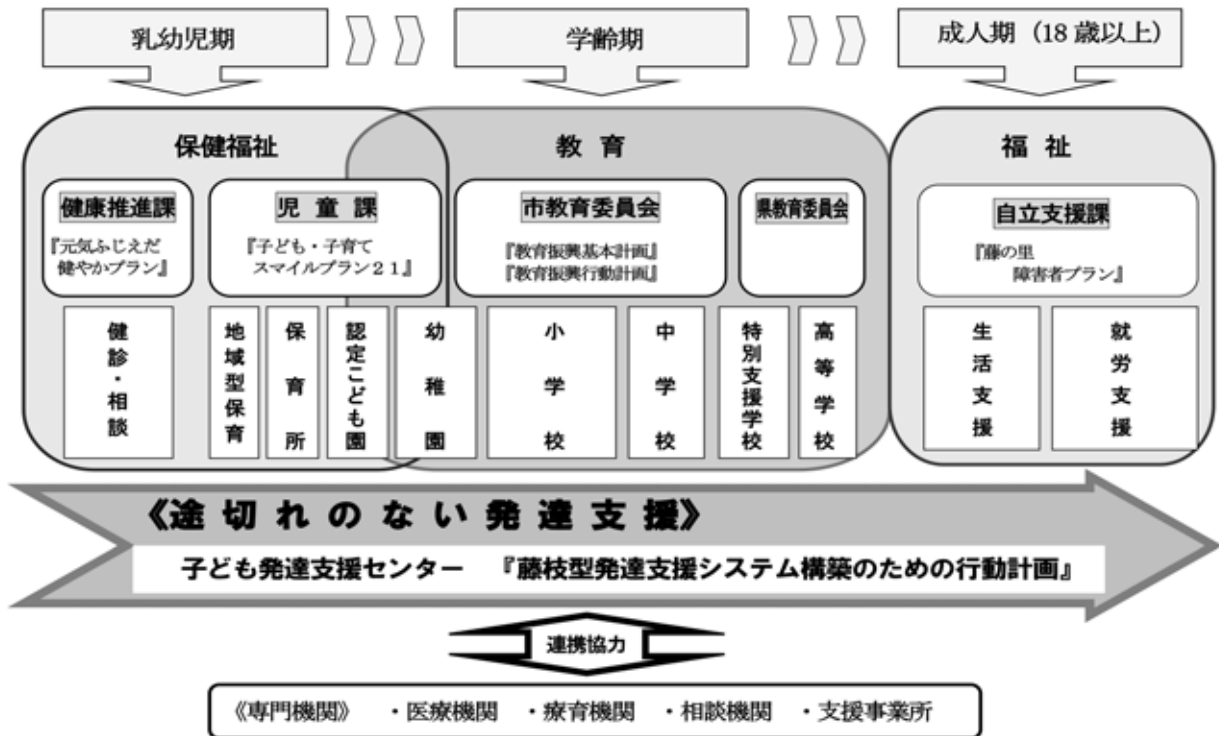


(3) 今後の取り組み

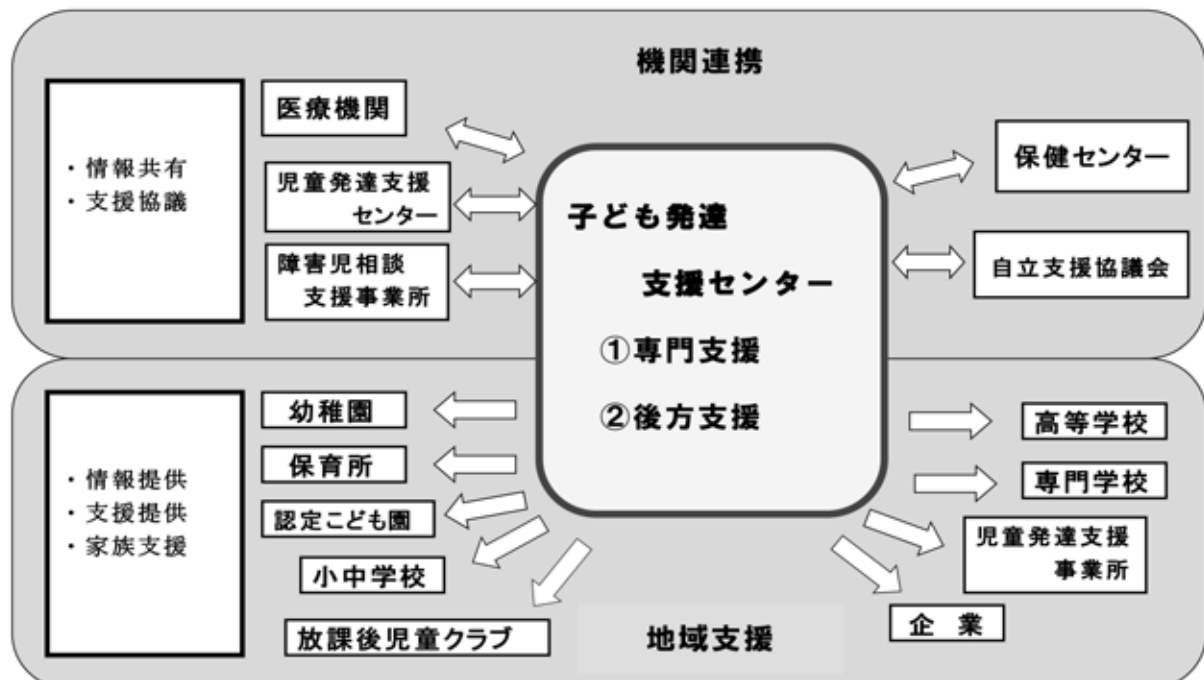
より充実した発達支援を行うためには、専用相談室や講座の開催を計画的に実施可能な会議室が必要となります。現在の市役所庁舎内では、施設が狭隘であることから、岡部町内谷の福祉センター「きすみれ」内に子ども発達支援センター設置します。

また、発達支援には専門性が求められることから、資格等を有する職員や発達専門の相談員、支援員等を増員することで、発達支援体制の充実を図っていきます。

発達支援システムのイメージ図



子ども発達支援センターを中心とした支援体制



2 (仮称) 藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議の設置

(1) (仮称) 藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議の必要性

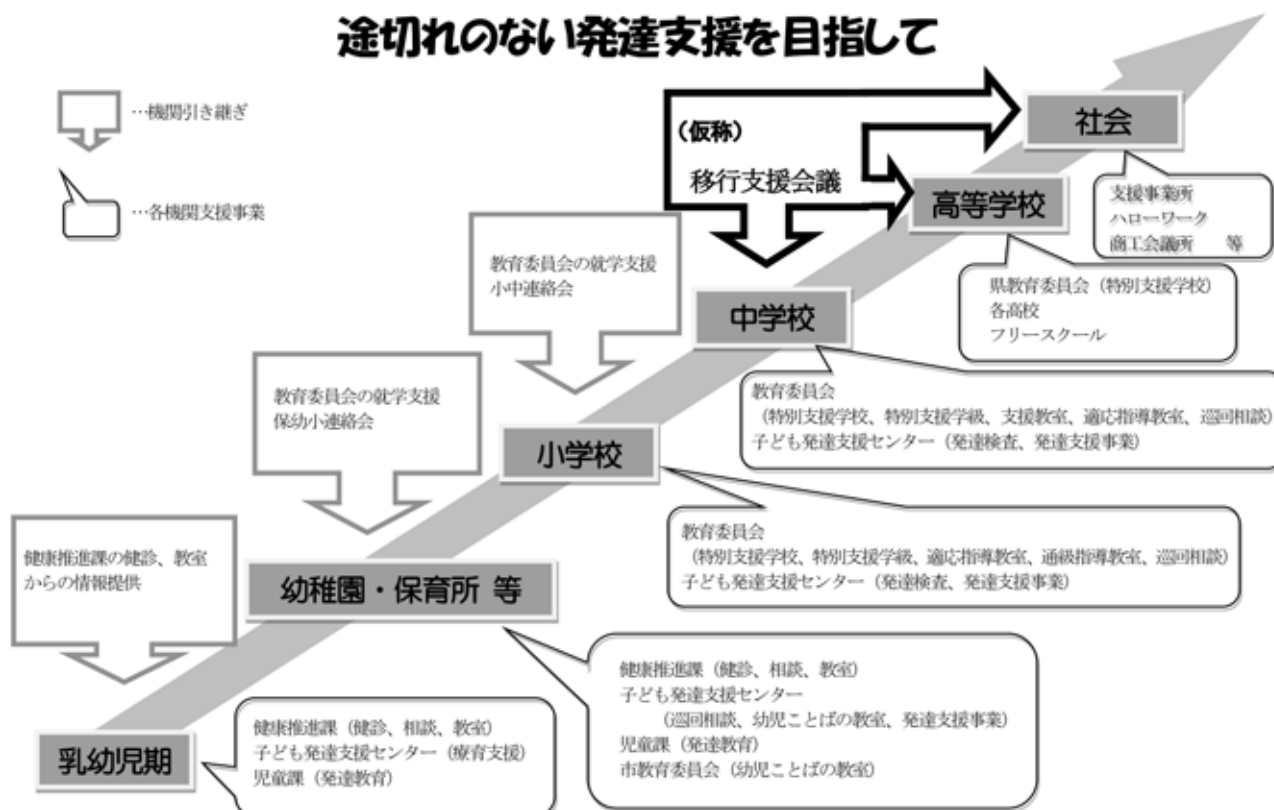
発達に課題をもつ児童が中学校を卒業後、高等学校等への進学または就労するに際し、それまでの支援の情報が共有されず、適切な支援を受けられないために、中退や離職につながる場合もあります。中学校卒業後の自立のために、関係機関で連携支援体制を構築する必要があります。

(2) (仮称) 藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議の設置

義務教育終了後も支援を必要とする児童について、中学校卒業後の進路先へ支援をつなぐための取り組みを協議する「(仮称) 藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議」を設置していきます。

(3) 今後の取り組み

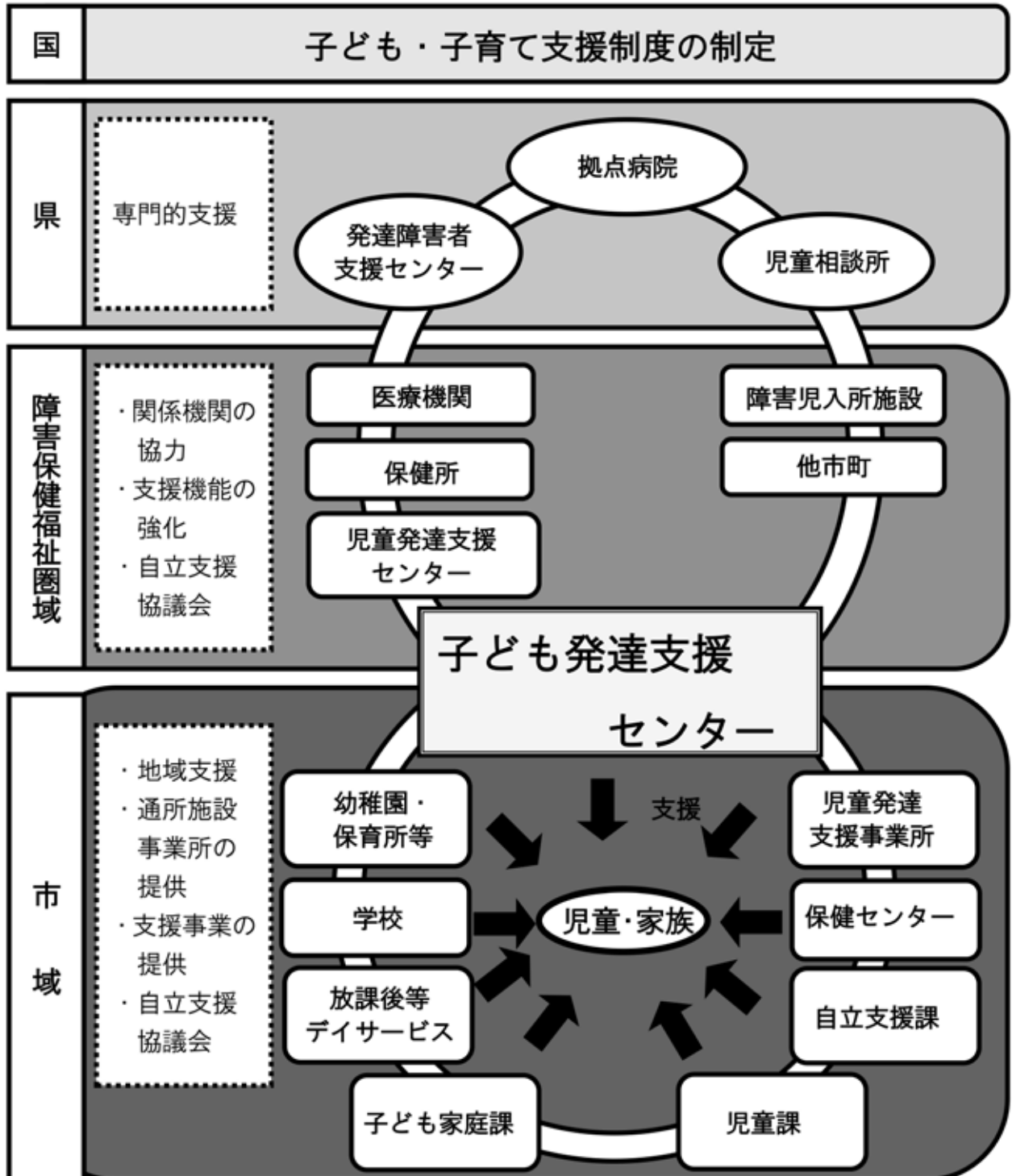
中学校から高等学校等への移行に際し、その課題と連携支援体制の構築への取り組みの方向性を示すため、平成28年度に「藤枝市内中学校・高等学校等の移行支援体制構築会議」を設置します。そして、方向性がまとまり次第、早期に「(仮称) 藤枝市中学校・高等学校等の移行支援会議」を設置していきます。



第6章 計画の推進体制

1 国や県、近隣市との連携

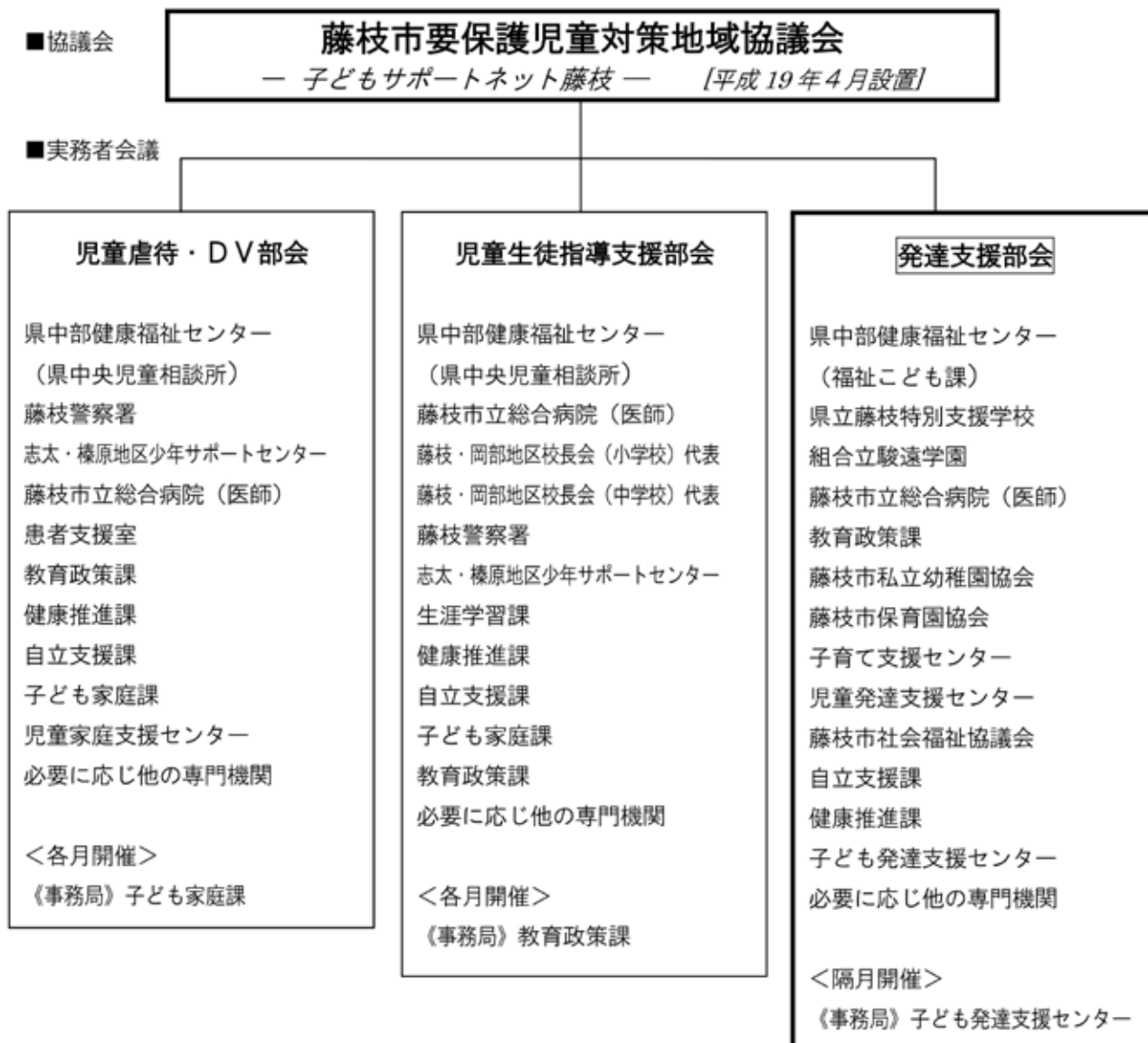
計画を推進するにあたっては、今後の制度改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集し、制度改正等による市町に対する支援を要望していきます。加えて、近隣市との連携や情報交換を行い、本市のみでは解決しにくい広域的な施策の検討をしていきます。



2 計画の進行管理

関係機関との連携を図りながら、様々な分野で横断的な施策が推進されるよう「藤枝市要保護児童対策地域協議会」において、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

藤枝市における要支援・要保護児対策の包括的なネットワーク





資料編

- 1 発達障害の概念と特性
- 2 藤枝市の発達支援の状況
- 3 検討経過
- 4 委員名簿
- 5 用語の解説

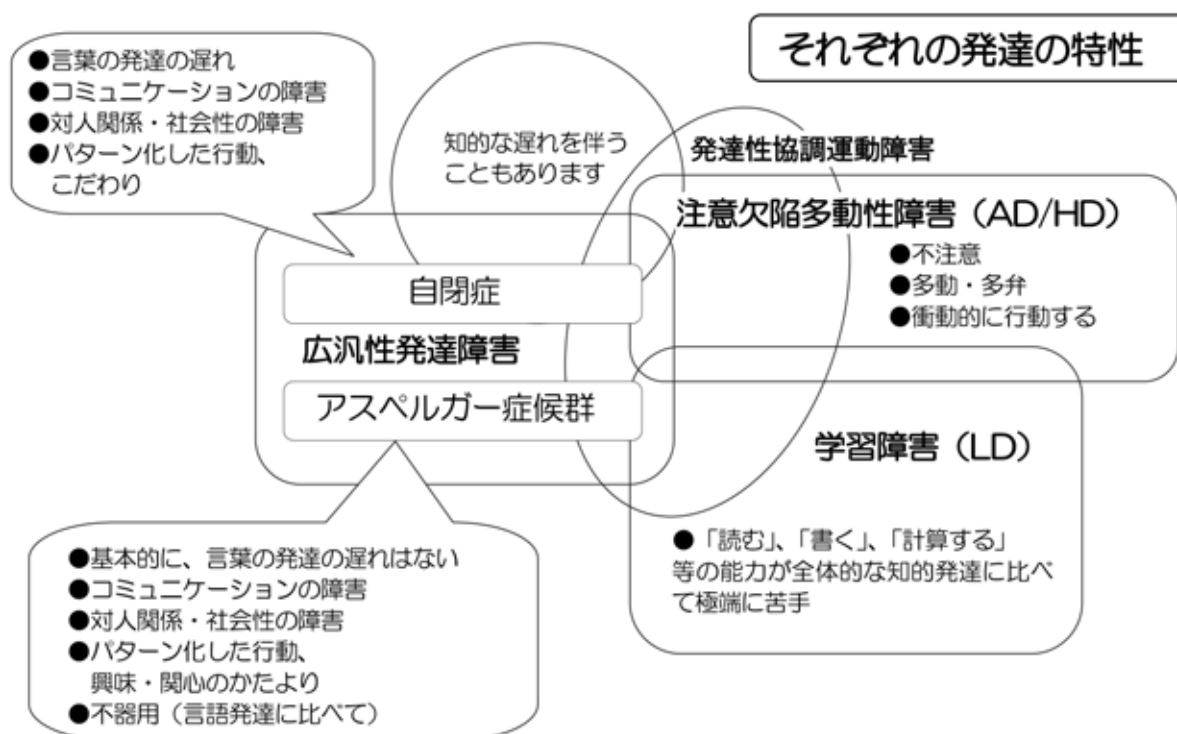
資料1 発達障害の概念と特性

(1) 発達障害の概念

発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

(2) 発達障害の特性

一人の子どもを理解するときには、以下の状態像が複雑に重なり合っています。これらの状態像は個人によって変化に富んでいます。



(参考：厚生労働省「発達障害の理解のために」)

※厚生労働省はWHO（世界保健機構）の基準である「ICD-10」に準拠しています。

主な発達障害の定義について

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥/多動性障害(ADHD)の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

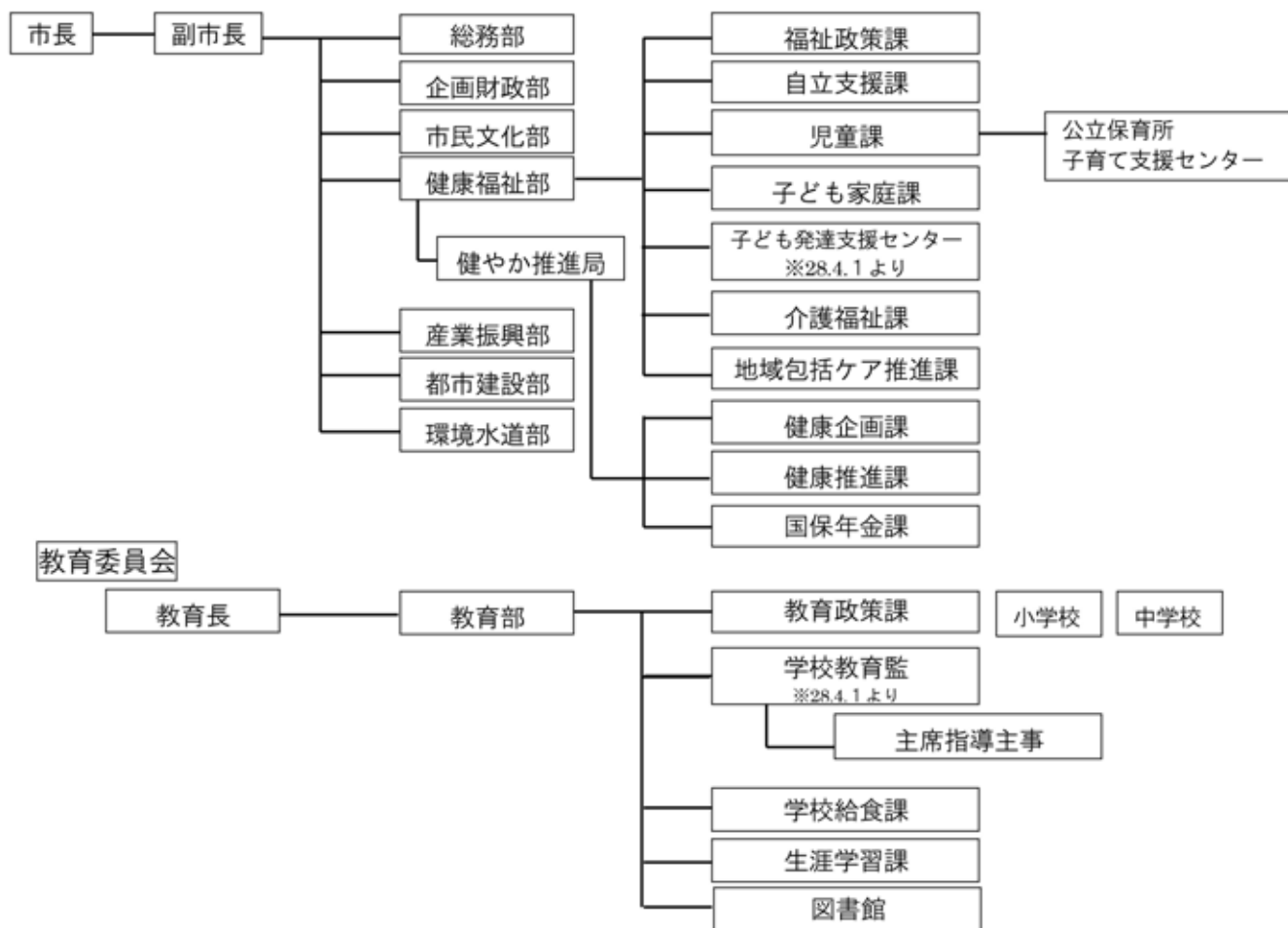
また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、**広汎性発達障害**に分類されている。なお、DSM-5においては包括的に「自閉症スペクトラム(ASD)」とし、自閉症の特性が顕著に現れている人から、傾向はあるが日々の生活には支障が起きていない人まで連続体の中にあるとするものである。

(参考：文部科学省「特別支援教育について」)

資料2 藤枝市の発達支援の状況

1 藤枝市の組織（平成28年度）



2 藤枝市の人口の推移

(単位：人)

全 体	年	平成7年	12年	17年	22年	23年	24年	25年
	人口		124,822	128,494	129,248	142,151	144,929	145,459
世帯数		37,425	41,043	43,275	49,652	52,477	53,501	54,536

(単位：人)

年齢	平成21年	22年	23年	24年	25年
0～5	7,370	7,375	7,348	7,482	7,594
6～11	8,374	8,231	8,141	8,040	8,003
12～14	4,321	4,249	4,307	4,295	4,304
15～17	4,271	4,312	4,352	4,401	4,312

(単位：人)

	実 数						前年との差		
	藤枝市		静岡県		全 国		藤枝市	静岡県	全 国
	平成 25 年 (A)	平成 24 年 (B)	平成 25 年 (C)	平成 24 年 (D)	平成 25 年 (E)	平成 24 年 (F)	A－B	C－D	E－F
出 生	1,169	1,155	30,260	30,810	1,029,816	1,037,231	14	△550	△7,415
死 亡	1,407	1,381	38,393	38,193	1,268,436	1,256,359	26	200	12,077
乳 児 死 亡	3	3	64	58	2,185	2,299	0	6	△114
新 生 児 死 亡	1	2	32	28	1,026	1,065	△1	4	△39
自 然 増 加	△238	△226	△8,133	△7,383	△238,620	△219,128	△12	△750	△19,492
婚 姻	686	699	18,463	19,321	660,613	668,869	△13	△858	△8,256
離 婚	234	258	6,732	6,878	231,383	235,406	△24	△146	△4,023

※厚生労働省「人口動態統計」、静岡県健康福祉部政策監「静岡県人口動態統計の概況」、藤枝市「藤枝市統計書」参照

3 乳児統計

(1) 年次別出生数

(単位：人)

年次別出生数	平成 7 年	12 年	17 年	22 年	23 年	24 年	25 年	
藤枝市出生数	1,182	1,211	1,110	1,210	1,131	1,167	1,181	
出生率 (人口千対)	藤枝市	9.3	9.2	8.4	8.3	7.7	8.0	8.1
	静岡県	9.6	9.6	8.6	8.7	8.4	8.2	8.2
	全 国	9.6	9.5	8.4	8.5	8.3	8.2	8.2

(2) 順位別出生数

(単位：人)

順 位	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子以上	合 計
平成 25 年	529	493	133	24	2	1,181
平成 24 年	500	467	163	30	7	1,167
平成 23 年	519	432	145	25	10	1,131
平成 22 年	535	490	153	30	2	1,210
平成 17 年	523	413	149	21	4	1,110

(3) 平成 25 年 順位別出生率

(単位：人、%)

体重 kg	~1.0kg 未満	1.0kg 以上 1.5kg 未満	1.5kg 以上 2.0kg 未満	2.0kg 以上 2.5kg 未満	2.5kg 以上 3.0kg 未満	3.0kg 以上 3.5kg 未満	3.5kg 以上 4.0kg 未満	4.0kg 以上 4.5kg 未満	4.5kg 以上	2.5kg 以下 (再掲)
人数	3	11	16	85	436	479	141	10	0	115
率	0.3	0.9	1.4	7.2	36.9	40.6	11.9	0.8	0.0	9.7

* 藤枝市「保健事業実績」参照

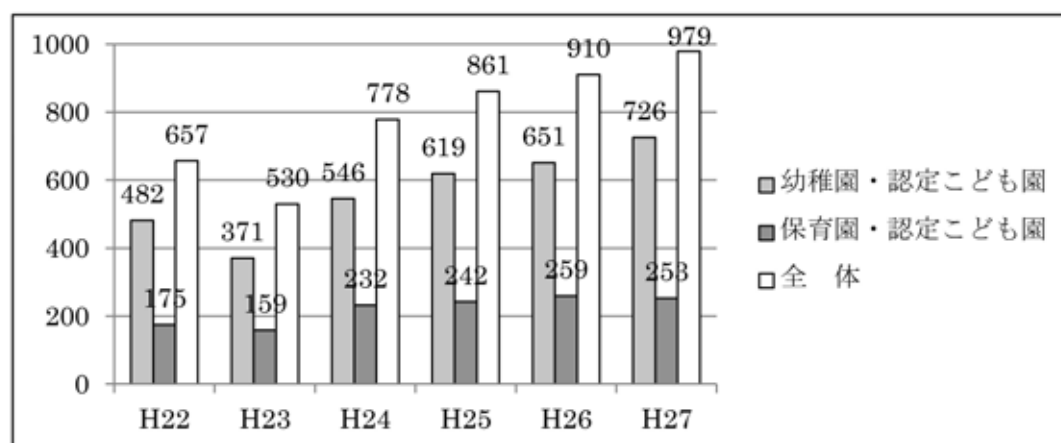
4 発達支援を必要とする乳幼児数

(1) 市内の幼稚園・認可保育所等数

種別	公立	私立	合計
幼稚園	—	20	20
認可保育所	3	10	13
認定こども園	—	2	2
発達支援事業所 (障害児通所施設)	—	3	3

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園における個別配慮を必要とする児数 (各年9月1日現在)

所属 /年度	年度 児童数	H22		H23		H24		H25		H26		H27	
		要観察 児童数	482	16%	371	13%	546	19%	619	19%	651	21%	726
幼稚園 (認定こども 園も含む)	総園児数	3,029		2,967		2,922		3,183		3,044		3,127	
保育所 (認定こども 園も含む)	要観察 児童数	175	16%	159	14%	232	19%	242	18%	259	20%	253	18%
	総園児数	1,086		1,170		1,252		1,327		1,329		1,382	
合計	要観察 児童数	657	16%	530	13%	778	19%	861	19%	910	21%	979	22%
	総園児数	4,115		4,137		4,174		4,510		4,373		4,509	

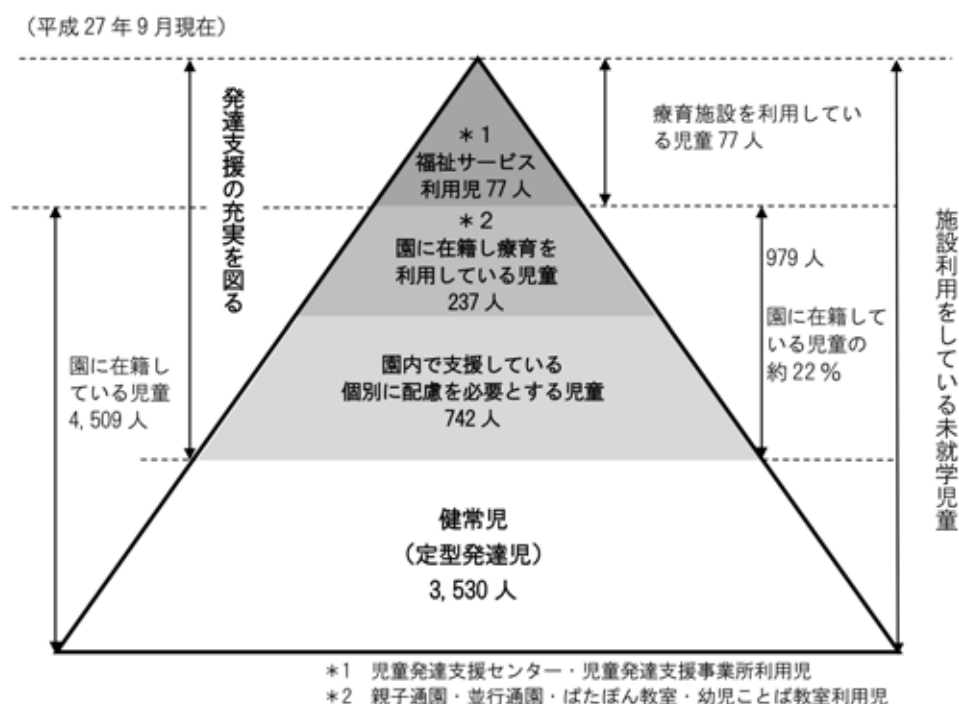


(3) 療育手帳取得件数 1,168件 (平成27年9月1日現在)

(4) 1次療育利用者数 97人 (平成26年度)

(5) 2次療育利用者数 259人 (平成26年度)

(再掲) 幼稚園・保育所・認定こども園・療育施設を利用している未就学児童（0歳～6歳）の状況



4 藤枝市の発達支援の流れ

市の障害児福祉という視点においては、昭和54年4月より在宅の心身障害児通園施設として「市立あかしゃ学園」を開園し、対象児童の生活指導と機能回復訓練及び保護者支援を含め実施してきました。その後、あかしゃ学園は社会福祉法人ハルモニアに民営化され、平成24年4月に県内初の障害児通園施設と保育園の複合施設「ガゼルの森」が開設されました。

市は、平成22年4月に「子ども家庭相談センター」を設置し、発達支援体制の構築と児童虐待など児童問題を含めた総合窓口として相談支援・人材育成に取り組んでいます。

年月	内容
昭和54年4月	心身障害児通園施設「市立あかしゃ学園」開設
平成3年4月	親子通園・並行通園開始
平成21年3月	「市立あかしゃ学園」を「社会福祉法人ハルモニア」に民営化
平成21年4月	健康福祉部 社会福祉課 発達支援係 設置 通所事業以外の発達支援事業を継続
平成22年4月	健康福祉部 子ども家庭相談センター 設置 発達支援係と家庭児童相談係を編入し、児童問題の相談窓口の一元化
平成24年4月	障害児通園施設と保育園の複合施設「ガゼルの森」開設
平成26年3月	「藤枝型発達支援システムの基本指針」策定

資料3 検討経過

月日	項目	内容
H26年度 7月17日	第1回策定委員会	・発達支援システム基本指針の意見交換会
10月1日	第2回策定委員会	・行政経営会議の報告 ・具体的施策について
10月27日	行政経営会議	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画策定について
1月23日	事業所アンケート	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画に関するアンケートを依頼
1月29日	藤枝市立中学校と市内高校情報交換会	・意見交換 「支援をつなぐための方策について」 ・静岡県教育委員会高校教育課 鈴木 貴絵 指導主事による講話
H27年度 4月20日	行政経営会議	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画策定について
5月21日	第1回策定委員会	・経過と資料について説明 ・施策の再提出について
	第1回発達支援部会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について
7月23日	第2回発達支援部会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について
7月30日	第1回要保護児童対策地域協議会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について
8月6日	第2回策定委員会	・事業所アンケートについて報告 ・各課施策シートについて ・意見交換
8月28日	中学・高校移行支援体制構築のための意見交換会	・東遠学園組合 東遠地区生活支援センター 静岡県発達障害者支援センター発達障害支援コーディネーター 市村孔元氏による講話 ・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画策定について
9月29日	第3回発達支援部会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について
9月30日	第3回策定委員会	・事業所アンケート結果について報告 ・行動計画（素案）について ・意見交換
10月21日	第4回策定委員会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について ・意見交換
11月6日	第2回要保護児童対策地域協議会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について ・パブリックコメント実施の説明
11月26日	第4回発達支援部会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について ・パブリックコメント実施の説明
11月27日	行政経営会議	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について
12月8日	藤枝市議会健康福祉委員会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について ・パブリックコメント実施の説明
12月17日	藤枝市議会全員協議会	・藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について ・パブリックコメント実施の説明
12月22日 から 1月22日 まで	パブリックコメントの実施	
1月28日	第5回策定委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・意見交換
	第5回発達支援部会	・パブリックコメント結果の報告
2月1日	行政経営会議	・パブリックコメント結果の報告
3月4日	藤枝市議会健康福祉委員会	・パブリックコメント結果の報告
3月11日	第3回要保護児童対策地域協議会	・パブリックコメント結果の報告
3月末日	藤枝型発達支援システム構築のための行動計画書完成	

資料4 委員名簿（平成27年4月1日現在）

【藤枝市要保護児童対策地域協議会委員】

（50音順・敬称略）

	氏 名	役 職 名
会 長	山本 伸晴	地域福祉研究所 主宰
副会長	佐々木 三良	静岡県中部健康福祉センター相談部代表 相談部長兼静岡県中央児童相談所長
委 員	青島 満博	藤枝市社会福祉協議会代表 常務理事
委 員	大石 和利	藤枝市健康福祉部 部長兼福祉事務所長
委 員	小原 志信	藤枝市内小学校代表 藤枝市立青島小学校 校長
委 員	香川 二郎	藤枝市立総合病院代表 副院長
委 員	竹田 務	藤枝市自治会連合会代表 広幡地区支部長
委 員	長谷川 文子	藤枝市民生委員・児童委員協議会代表 母子父子福祉部会長
委 員	長谷川 涉	藤枝市保育園協会代表 広幡こども園 園長
委 員	原木 一義	藤枝市人権擁護委員会代表 会長
委 員	深澤 孝俊	藤枝市私立幼稚園協会代表 瀬戸谷幼稚園 園長
委 員	藤村 啓太	藤枝市教育委員会代表 教育部長
委 員	船木 隆弘	藤枝警察署代表 生活安全課 課長
委 員	堀江 洋子	藤枝市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員連絡会代表会長
委 員	宮田 逸江	静岡県弁護士会代表 藤枝のぞみ法律特許事務所
委 員	宮原 健夫	志太医師会代表 みやはら内科クリニック 院長
委 員	守屋 明	社会福祉法人 春風寮 児童家庭支援センター センター長

【策定検討員（発達支援部会委員）】

(50音順・敬称略)

氏名	所属等
櫻井 優子	静岡県中部健康福祉センター
伊藤 綾子	藤枝市学校教育課
大石 厚子	藤枝市社会福祉協議会
大矢部 妙子	児童発達支援センター
木村 新治	藤枝市私立幼稚園協会代表
紅林 まゆみ	地域子育て支援センター
鈴木 訓子	藤枝市保育園協会
高橋 美華	藤枝市健康推進課
藤澤 佑介	藤枝市立総合病院
水上 敏子	静岡県立藤枝特別支援学校
森 久美子	藤枝市自立支援課
吉田 恵美子	静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校
藁科 知行	駿遠学園

【庁内策定委員所属課】

(50音順・敬称略)

氏名	役職名
大畑 直巳	人事課長
梶川 佐知子	教育推進室長
中村 正秀	自立支援課長
中山 啓二	産業集積推進課長
原田 富美雄	児童課長
増井 貢	企画経営課長
増田 治美	健康推進課長
松野 京子	福祉政策課長
森下 覚司	学校教育課長
山内 一彦	財政課長

【事務局】

子ども家庭相談センター

資料5 用語の解説

	用語	解説
あ	移行支援会議	幼稚園・保育園・認定こども園から小学校、小学校から中学校、中学校を卒業後、高等学校等への進学または就労するに際し支援を必要とする児童について、支援をつなぐための取り組みを関係機関で協議する会議。
	インクルーシブ	障害のある子もない子も共に学び、共に育つことができるように、教育や援助をしていくこと。
か	家庭的保育者	保育に欠ける乳幼児を居宅等において保育する者。 (市町村長が行う研修を修了した保育士その他省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が認めるもの)
	元気ふじえだ健やかプラン	藤枝市の健康計画を改訂し、新たに食育推進計画を加えた、平成23年から平成27年までの5年間の藤枝市健康福祉部健康推進課が平成23年3月に作成した計画。
	子ども・子育てスマイルプラン21	藤枝市健康福祉部児童課が平成27年3月に作成したものであり、藤枝市における幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援施策の基本的な考え方や取り組みを明らかにするもの。平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とした5か年計画である。
さ	サービス等利用計画	サービス利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載される。
	サポートブック	本人を預かる人や機関に知っておいてほしい「子どもの情報(特徴・接し方・支援方法など)」をまとめたもの。
	児童発達支援事業所	障害児通所支援のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかをおこなう事業者。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等のケアを供与する。
	児童発達支援センター	児童福祉法第43条に規定する障害児通所支援をおこなう事業者。日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または、保育園等集団生活への適応のための訓練や、園への助言等の役割を担う。
	就学支援委員会	障害のある幼児、児童及び生徒に応じて適正な就学に関する指導及び支援を行うため、設置されたもの。職務は審査、判断及び適正な就学指導及び支援、障害のある幼児及び児童生徒の資料収集、関係機関との連絡及び調整等。委員は教育学、医学、心理学、その他児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。
	障害児支援利用計画	児童福祉法第6条の2第7項に規定する計画をいう。障害児及びその家族の意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標・達成時期・障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用量等と、提供する上での留意事項を記載した計画。

さ	障害児相談支援事業所	<p>児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。</p> <p>障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。</p>
	専門家チーム会議	<p>教育委員会に置かれ、教育委員会の担当者や、教育学、心理学、医学などの専門家、学校で指導に当たる教師などからなる専門家チームによる会議。</p>
た	通所サービス	<p>児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受け、利用する障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)をさす。</p>
は	ペアレントトレーニング	<p>発達障害のある子どもに対する理解を深め、適切な関わり方を学ぶことで、より円滑に日常生活が送れるように具体的な対処方法を親が手に入れるためのプログラム。</p>
	藤枝市教育振興基本計画	<p>平成25年から10年間に於いて藤枝市の教育が目指す方向と推進していく施策を明らかにする事で中長期的かつ総合的な視点に立って、教育課題の解決を図ることを目的とした、平成25年3月に藤枝市教育委員会事務局教育推進室が作成した計画をいう。</p>
	藤枝市教育振興行動計画	<p>藤枝市教育委員会事務局教育推進室が平成25年10月に、藤枝市教育振興基本計画の実現に向け、具体的な事業(取組)を示し、その計画的な推進を目指すもの。計画期間は平成25年度から平成29年度の5年間で、10年間(平成25年度～平成34年度)を期間とする基本計画の前期5年間となる。</p>
	藤枝市要保護児童対策地域協議会	<p>虐待を受けた児童、非行児童、不登校児童、障害児、その他支援が必要な児童の適切な保護を図ること及びDV被害の防止及び早期発見と早期対応、並びにDV被害者を支援することを目的として、関係機関、関係団体及び児童の福祉に従事する者その他の関係者により構成され、設置されている協議会。</p>
	藤の里障害者プラン	<p>藤枝市健康福祉部自立支援課が平成25年3月に作成した、藤枝市における障害者施策の基本的な考え方や各種の取り組みを明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指すもの。計画の期間は平成25年度から平成29年度までの5年間である。</p>
	放課後児童クラブ	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後に、小学校敷地内に設置された児童クラブ室にて、適切な遊びや生活の場を与える事業をいう。</p>
	放課後等デイサービス	<p>児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害児に対し、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障害児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。</p>

ら	ライフステージ	人生の段階は、乳児期・幼児期・児童期・青年期・成人期と進んでいく。青年期までは、概ね、学校の入学と卒業の時期を節目としているために特定の年齢と対応するが、成人期への移行については個人差が大きい。 (参照：日本LD学会 LD・ADHD等 関連用語集)
	ライフプラン	障害の程度や特性、家庭状況など必要な情報を集め、将来の目標や夢などを整理し、職業・生活・個人生活・社会生活・余暇利用をバランスよく計画していくこと。
	療育	障害をもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。 (参照：大辞泉辞典)
	レスパイト	一時的中断、一時的な休息。
	ランドマーク	その土地の象徴となるような建物や記念碑。



藤枝型発達支援システム構築のための行動計画

平成28年3月発行

藤枝市健康福祉部子ども発達支援センター 〒421-1131 藤枝市岡部町内谷1400-1

電話 054-667-3988 FAX 054-631-6866

ホームページ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>

E-mail kodomoshien@city.fujieda.shizuoka.jp